

遠隔授業に伴う授業料の取扱いについて

2020年6月15日

学生・保護者の皆様へ

公立大学法人下関市立大学

理事長 山村 重彰

下関市立大学

学長 川波 洋一

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、本学では5月18日（月）から遠隔授業を開始し、原則、春学期間、実施することとしております。

遠隔授業に伴い大学構内の施設が利用制限されていること、また、一部の授業については期待したものではない等の理由から、授業料の返還や減額についての問合せが寄せられておりますが、次のとおり本学の考えをお伝えいたしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1) 授業料の返還・減額について

本学においては、次の2つの観点（修学面・経営面）から授業料の返還や減額を予定しておりません。

ア 遠隔授業であったとしても、通常の対面授業と同様に単位を認定する学修時間や内容・質の保証の確保に努めていくこととしております。

イ 大学運営経費の多くは固定費（人件費や施設維持管理費等）であり、そのほとんどは授業料を財源としています。これらの固定費は、遠隔授業であったとしても発生する経費であるため、授業料の返還や減額を行うと大学運営に支障をきたすこととなります。そのため、授業料は各年度（各期）に発生した事案により変動させるものではないと考えております（このことは、「遠隔授業に伴い発生した経費（システム改修やライセンス使用料等）があったとしても、その年度の授業料に転嫁しない」ということも意味しています）。

2) 大学独自の支援策について

ただし、修学面において、通常の対面授業に比して学生の皆様に経済的負担が発生していることも認識しております。そのため、負担軽減の一助となるよう在学生（休学者を除く）を対象に一人当たり一律3万円を支給することといたしました。詳しい手続きについては、追ってホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。